

第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等について国が定めるもの。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～H32年度。

2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持および継続の推進
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標（計画期間が終了するH32年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上
- 施設入所者数：平成28年度末の2%以上削減

※高齢化、重症化を背景とした目標設定

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置
- 精神病床の1年以上長期入院患者数
- 退院率：入院後3ヵ月69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
（H27年時点の上位10%の都道府県の水準）

③地域生活支援拠点等の整備

- 各市町または各圏域に少なくとも1つ整備

④福祉施設から一般就労への移行

- 一般就労への移行者数：H28年度の1.5倍
- 就労移行支援事業利用者：H28年度の2割増
- 移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上
- 就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上（新）

⑤障害児支援の提供体制の整備等（新たな項目）

- 児童発達支援センターを各市町に少なくとも1カ所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町）の設置（H30年度末まで）